

別添 1

合法木材供給事業者モニタリング調査結果(個別表)				
実施団体	名称 所在地 〒 連絡先 電話番号 FAX 番号 メールアドレス 担当者名			
対象事業者	名称 所在地 〒 連絡先 電話番号 FAX 番号 メールアドレス 担当者名 A 素材生産業 B 素材流通業、C 製材業、D 合板製造業、 E その他製造業() F 木材製品流通業 G その他()			
実施日時	年(平成 年) 月 日から 月 日			
合法木材供給実績	品目名	数量(単位)	摘要 (概要、主な供給先など)	証明書 No
実施結果	(1) 合法木材の調達・供給状況 調達方針 A) 全量合法木材を調達することとしている B) できる限り合法木材を調達することとしている C) 要請があったとき調達をすることとしている D) その他 (具体的に)			

調達の結果

木材・木材製品の調達の中の合法木材の割合

100%	100% 未 満-80%	80% 未 満-60%	60% 未 満-40%	40% 未 満-20%	20% 未 満-0%超	0%

調達先の認定状況

- A) 調達先はすべて合法木材供給事業者である(国有林等森林所有者から合法性が証明された木材を直接購入する場合を含む)
- B) 調達先の一部は合法木材供給事業者ではない
- C) 調達先の一部は合法木材供給事業者である
- D) 調達先に現在のところ合法木材供給事業者はない

供給方針

- A) 販売製品の全量が合法木材である
 - A1 証明書付きとして販売している
 - A2 全量は合法木材として販売していない
 - A3 合法木材としては販売していない
- B) 販売製品の一部が合法木材である
 - B1 その全量を合法木材として販売している
 - B2 一部を合法木材として販売している
 - B3 合法木材としては販売していない
- C) 販売製品の中には合法木材はない(合法性証明された原料のみで作られた製品はない)

(2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況

(分別管理)

分別管理のための場所の確保と利用

- A) 認定手続き通り確保され利用されている
- B) 認定手続き通り確保されているが利用されていない
- C) 分別管理のための場所はないが全量合法木材であり問題はない
- D) 分別管理のための場所はないが他の方法で対処している
(具体的に

	<p>E) 分別管理の場所がなく問題を抱えている (対処法 :</p> <p>)</p>
	<p>分別管理方針書</p> <p>A) 入荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材が混在しないよう分別管理の方法が定められ、それが徹底されている。</p> <p>B) 分別管理の方法が定められているが、その実施に問題がある。 (具体的な問題点</p> <p>)</p> <p>C) 分別管理方法が定められていない。 (対処方針</p> <p>)</p>
	<p>(帳票管理)</p> <p>合法木材管理簿等</p> <p>A) 合法木材の入出荷・在庫に関する情報が管理簿等により把握できる (一部のコピーを添付して下さい)</p> <p>B) 合法木材管理簿はあるが不備である (具体的に</p> <p>)</p> <p>C) 合法木材管理簿がない C1 合法木材の調達がないので必要がない C2 その他 (対処法も含めて具体的に</p> <p>)</p>

	<p>証明書の保管管理</p> <p>A) 受領された証明書、発行された証明書がすべて管理されており、適切なものである</p> <p>B) 受領された証明書、発行された証明書がすべて管理されているが証明書の中に不適切なものがある (具体的に)</p> <p>C) 証明書の受領・発行はなされているが、証明書類の管理がされていない (対応方針)</p> <p>D) 証明書の受領・発行はなされたことがない</p> <p>証明書の発行事例 (一番最近の証明書の発行事例、受領事例をコピーで添付してください)</p> <p>A) 適切である</p> <p>B) 記載事項に不備があり (具体的に)</p>
	<p>(責任者の選任)</p> <p>本取組の責任者の選任と役割</p> <p>A) 責任者が選任され、事業実施に適切に関わっており、研修も受講している</p> <p>B) 責任者が選任されているが、研修受講していない</p> <p>C) 責任者が選任されているが、事業に適切に関わっていない (具体的に)</p> <p>D) 責任者が選任されていない (対応方針)</p>

	<p>(3) 包括的な評価 合法性証明の適格性 A 全体として合法性証明が適切に行われている B 一部改善が必要である C 全般にわたり改善が必要である (対処策)</p> <p>推奨すべき点</p> <p>改善すべき点</p>
	<p>(4) 合法木材供給全般についての事業者の意見</p>